

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4614
26年1月20日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

企業は飲酒運転を絶対させてはならない

おはようございます。
年明けから、職場ではインフルエンザや風邪が流行しています。感染予防に努めましょう。

12月から1月にかけては、普段よりお酒を飲む機会が多いと思いますが、皆さんは翌日にお酒が残るような飲み方をしていますか？

今年度、長中局では通勤中の酒気帯び運転は発生していませんが、全国では酒気帯び運転が依然発生しています。

日本郵便は12月26日、全国13支社の通勤時を含む11月の「酒気帯び運転」の発生状況を発表しました。

「酒気帯び運転」が発生したのは東北支社（常盤郵便局）、東京支社（羽村郵便局）、信越支社（新潟西郵便局）、東海支社（名古屋北郵便局、豊明郵便局）の4支社5局です。

また、通勤中に、道路交通上の罰則を伴わない、通勤中の「酒気を帯びた状態での運転」（呼気1L中にアルコールが0.15mg未満検出される状態）は、関東支社1件、南関東支社1件、近畿支社1件、中国支社1件、四国支社1件、九州支社3件、合計8件発生しています。



「酒気帯び運転」「酒気を帯びた状態での運転」

はいずれも、前日の飲酒によりアルコール反応が出たもので、通勤中に飲酒をしていたものではない。また、乗務前の点呼

において実施しているアルコール検知により発覚したものであり、業務中の運転には至っていないと発表しています。

11月期の「酒気帯び運転」と「酒気を帯びた状態での運転」は13件になっていて、無くならないどころか先月10月期の11件を上回っています。

この、酒気帯び運転の件数については、機関紙「未来」で毎月のように掲載していて、酒気帯び運転が無くならないのは「アルコール依存症」が原因だと指摘してきました。先月の「No.4602号」では、「依存症」をテーマに掲載しました。支部は毎月発生している「酒気帯び運転」について危機感を感じていますが、会社には、「飲酒運転をしない、させない」取り組みが不足しているのではないのでしょうか。



飲酒運転については警察庁が啓発動画を作成公開しています。動画の身を少し紹介しますと

「アルコール依存症」は「飲酒量を調節できない」「悪いと思っていても飲みたくてつい飲んでしまう」など、立派な病気で適切な医療機関で治療を受けることを促しています。他にもアルコール

を分解する時間に関してや刑罰について触れられています。特質すべきは「お酒を飲みすぎても一晩寝れば大丈夫か」の質問に対して約38%の人がそう思うと回答している、前日のお酒も寝れば大丈夫と考えている人が相当数いるということです。



アルコール反応が出れば懲戒解雇を含む重い処分が科せられることは全ての社員が認識しているはず。それなのに酒気帯び運転が無くならないのは「アルコール依存症」だけでなく「お酒は一晩寝れば大丈夫」と考えている社員もいるということではないでしょうか。



この動画では最後に従業員による「飲酒運転」に関して企業は絶対させなくてはならないと訴えています。飲酒、酒気帯び運転は犯罪です。

このような啓発動画は他にもあります。研修資料として活用し、飲酒運転撲滅に取り組むことを求めます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に回結して闘おう。 期間雇用社員の労働者全員の正社員化を。 めんせ、均等待遇、なぐさの差別。 「ユニオンは労基法裁判に勝利した」

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の
ホームページはこちら

